

議案第21号

財産の交換についての議決事項の一部変更について
上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

財産の交換についての議決事項の一部変更について
平成28年3月16日に議会の議決を得た議案第25号財産の交換についての議決事項の一部を、下記のとおり変更する。

記

1 交換に供する財産の価格

(1) 変更前	土地	金2,747,220,000円也
	建物	金1,592,780,000円也
	合計	金4,340,000,000円也
(2) 変更後	土地	金3,260,000,000円也
	建物	金1,480,000,000円也
	合計	金4,740,000,000円也

2 交換により取得する財産の価格

(1) 変更前	土地	金4,310,000,000円也
	合計	金4,310,000,000円也
(2) 変更後	土地	金4,700,000,000円也
	合計	金4,700,000,000円也

3 交換の条件等

- (1) 変更前 交換時に差額が生じる場合は、国有財産法第27条又は財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第2条により、その差額を金銭で補足することとなる。
- (2) 変更後 国(財務省)は、区に対し、交換差額金40,000,000円を支払うものとする。

(提案理由)

財産の交換に係る価格等を変更する必要がある。